

空家等対策の基本方針・具体的な取組みの検討

《本市が想定する計画内容》

＜本市が想定する計画に盛り込むべき項目＞	＜法律との対応＞
1 計画の目的と位置づけ等 (1) 計画の背景と目的 (2) 自治体に求められる役割 (3) 計画の位置づけ (4) 計画の期間 (5) 対象とする地区 (6) 対象とする空家等の種類	二 計画期間 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類
2 市の空家等を取り巻く現状・課題 (1) 人口・世帯の状況 (2) 住宅事情（統計調査） (3) 空家等の状況（実態調査） (4) 空家等の問題点・課題	三 空家等の調査に関する事項
3 空家等対策の基本方針 (1) 基本的な考え方 (2) 基本方針	⇒ 《今回の協議内容》
4 空家の発生予防 (1) 市民や所有者等の意識の涵養 (2) 市の役割と取組み	
5 空家等の適正管理の促進 (1) 所有者責任の原則 (2) 市の役割と取組み	四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
6 空家等の利活用の促進 (1) 市場活用の原則 (2) 市の役割と取組み	五 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
7 特定空家等への対応 (1) 特定空家等への措置 (2) (仮称) 特定空家対策専門部会等の設置 (3) 所有者等に対する支援	六 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
8 空家等対策における実施体制・相談体制 (1) 住民等からの空家に関する相談機会の充実 (2) 庁内の実施体制と各課における役割 (3) 関係機関・団体等との連携	七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
9 その他必要な事項 (1) 継続的な空家情報の把握（データベース化） など	九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項